

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に係る建築審査会包括同意基準

横須賀市建築審査会

平成 11 (1999 年) 年 6 月 11 日

平成 17 (2005 年) 年 4 月 27 日

平成 18 (2006 年) 年 9 月 20 日

平成 23 (2011 年) 年 4 月 20 日

平成 28 (2016 年) 年 3 月 16 日

平成 28 (2016 年) 年 7 月 20 日

改正 令和 2 (2020 年) 年 4 月 1 日

1. 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 2 号による許可に際し、許可申請に係る建築物について、建築審査会が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障ないものとしてあらかじめ同意を与えるものを定め、その手続きの簡素化を図るものである。

2. 用語の意義

この基準における用語の意義は、建築基準法第 43 条第 2 項の認定及び許可に係る審査基準（以下「認定・許可基準」という。）の例による。

3. 適用の範囲

この基準は、許可基準に適合し、次のいずれかに該当する場合に適用する。

(1) 「空地」に接する場合の許可

その敷地の周囲に、認定・許可基準第 3 章の規定に適合している「空地」を有し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、許可基準及び次の基準に適合するものとする。

① 建築物の用途が空地の機能と一体的な利用となる用途で以下のものであること。

(ア) 都市計画公園又は都市公園における公園管理事務所、

便所、休憩所、売店その他これらに類するもの

(イ) 道路、鉄道の高架下の空地における管理用倉庫、駐輪場その他これらに類するもの

(ウ) 災害対策基本法に基づき震災時避難所に指定された市立小中学校用地のグラウンドにおいて市が設置する防災収納庫

法第 42 条道路

公園等

敷地

図 1

(2) 「道」に接する場合の許可

その敷地が、認定・許可基準第3章の規定に適合している「道」に接し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、許可基準及び「道」の区分に応じて次の各号に定める基準に適合するものとする。なお、特記無き場合は「道」を隣地として法の各規定に適合していることとする。

① 農道等に接する場合

許可基準2(1)に適合するもののうち、建築物の用途がいずれかに該当するものであること。

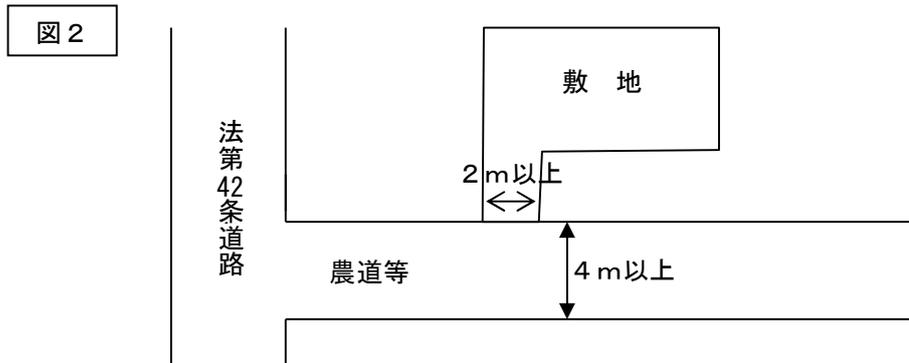
(ア) 河川管理用道路における河川を管理するための管理事務所、倉庫その他これらに類するもの

(イ) 臨港道路における港湾関係事務所その他これに類するもの

(ウ) 自動車専用道路における休憩所、便所、サービス施設その他これらに類するもの

(エ) 当該農道等(自動車専用道路を除く。)が一般の通行の用に供しているものにあつては、住宅(兼用住宅を含む。)又は、階数が2以下の長屋若しくは共同住宅

※農道等の例 農道、臨港道路、河川管理用道路、自動車専用道路



② 宇東川緑道緑地に接する場合

許可基準2(2)「宇東川緑道緑地に接する場合の基準」に適合するもの。

③ 道路敷き型公共用地に接する場合

許可基準2(3)に適合するもののうち、条例で接する道路の幅員の規定が適用されない建築物の用途及び規模であること。

(3) 「通路」に接する場合の許可

その敷地が、認定・許可基準第3章の規定に適合している「通路」に接し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、許可基準及び「通路」の区分に応じて次の各号に定める基準に適合するものとする。なお、特記無き場合は「通路」を隣地とし

て法の各規定に適合していることとする。

① 専用通路（河川跨ぎ型）に接する場合

許可基準 3（2）に適合するもののうち、建築物の用途が、原則、住宅（兼用住宅を含む。）又は、階数が 2 以下の長屋若しくは共同住宅であること。

② 路線型通路（特定通路に該当するものに限る。）に接する場合

（ア）建築物とその敷地は、許可基準 3（1）①、②、③の基準に適合していること。

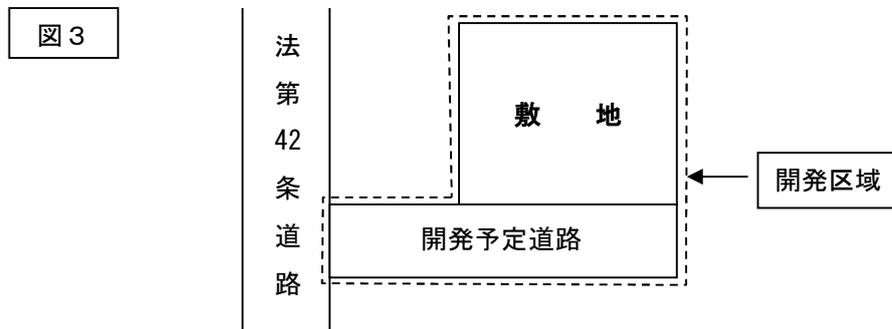
（イ）その敷地の規模及び形状は、原則として、法第 6 条の確認済証の交付を受けた既存建築物の敷地と同一であること。

（ウ）建築物の用途は、住宅（地階を除く階数が 2 以下）であること。ただし、認定・許可基準 第 3 章 3（1）（ア）⑤の誓約書に用途の記載がある場合は、この限りでない。

（エ）（ア）、（イ）、（ウ）に適合するものとして過去に許可を受けた敷地における建築であること。

③ 開発予定道路に接する場合

許可基準 3（3）「開発予定道路に接する場合」の基準に適合するもの。



4 建築審査会の同意

この基準に基づく許可に際しては、既に建築審査会が同意したものとみなす。

5 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準により法第 43 条第 2 項第 2 号の許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に対して、許可に係る建築計画の概要を報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 11 年 6 月 11 日より施行する。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 27 日より施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 20 日より施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 3 月 16 日より施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 7 月 20 日より施行する。

附 則

1 この基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

2 この基準の施行の際、現に法第 43 条第 2 項第 2 号の許可申請が行われているものについては、従前の例による。